

2011年9月7日

以下の取扱契約書は2011年9月1日に「訪日個人観光旅行取扱マニュアル」が改訂されたことに伴い、中連協事務局で作成した標準モデルです。

但し、以下の点につきましてはご注意ください。

①青字の部分（18条、20条）

観光庁の定める「必要記載事項」ですので、必ず明記してください。

②赤字の部分（21条）

第21条「帰国確認」は特に重要です。必ず明記をし、中国側旅行会社と相互確認をしてください。

①及び②につきましては、「訪日個人観光旅行マニュアル」（旅行取扱契約書）2（2）に定められており、違反をしますと、「訪日個人観光旅行に関するペナルティ制度」2Ⅱ. に該当し、取扱停止又は指定取消し処分となります。

その他につきましては、各社のご判断で内容を変更されても結構です。

中華人民共和国国民訪日個人観光旅行 取扱契約書

中華人民共和国（以下中国という）の旅行者 ○○○○○○○○○○○○○○ を甲とし、
日本の旅行者 ○○○○○○○○○○○○○○ を乙として、中国人民の訪日個人観光
旅行の旅行業務に関して、甲乙間に下記契約を締結する。

第1章 契約の締結

第1条（地上手配契約の方法）

1. 甲が地上手配契約（以下、手配契約）の申込をする場合は、旅行サービスの内容を記載した旅行日程表と旅行条件書を作成の上、これを乙に提出する。
2. 乙は、前項の旅行日程表と旅行条件書に基づき、甲の申込みに係わる手配業務の見積書を遅滞なく甲に提出する。
3. 甲は、旅行手配を依頼する旨及び前項により提出された見積書を承諾する旨を記載した書面（以下、手配依頼書という）を乙に提出する。
4. 乙は、前項の手配依頼書を受領した場合は直ちに書面で旅行手配引受の可否について甲に通知する。

第2条（手配契約の成立）

乙が前条により旅行手配を引受ける旨を通知したときに手配契約が成立したものとする。

第3条（手配業務の着手、報告）

1. 手配契約の成立に伴い、乙は遅滞なく手配業務に着手する。
2. 前項の目的を達するため、乙が手配に必要な詳細事項等の明示を要求する場合は、甲は遅滞なくその内容を書面、FAX又はEメールで回答する。
3. 乙は甲に対して、手配業務の進行状況並びに手配の終了について、その都度又は一括して書面、FAX又はEメールにより報告する。

第4条（手配代金の收受）

手配代金の請求方法、支払方法および支払い時期は甲と乙との間の協議により別途定める。

第5条（ディポジットの收受）

前条の定めにかかわらず、乙又は手配先の運輸機関又は宿泊施設等が、その定めに基づくディポジットをあらかじめ請求する場合は、甲は乙の指定する期日までに、その全額又は一部を支払う。

第2章 契約の変更

第6条（旅行手配の変更）

1. 契約成立後といえども、甲は旅行日程、旅行条件その他の旅行手配の内容を変更することを乙に求めることができる。乙は甲から変更手配の依頼があった場合はできる限りこれに応じるものとする。
2. 乙は旅行手配が完了していない部分について、下記事由が生じた場合は甲の同意を得て手配内容の変更をすることができる。
 - (1) 運輸機関等の満室又はやむを得ない事由による予定変更の場合。
 - (2) 宿泊施設等の満室又は休業等により、これを変更せざるを得ない場合。
 - (3) 天災地変、戦乱、争議行為、その他のやむを得ない事由により、手配業務の履行が全部又は一部不能、又は著しく安全を欠くと認められる場合。
 - (4) その他、変更することが相当又はやむを得ない場合。

第7条（手配代金の差額精算）

前条により、手配内容が変更された場合の手配代金の精算方法は、下記定めに従う。

- (1) 約定による手配代金に比較し、変更後の手配代金の額が少額の場合は、その差額は乙より甲に返済する。
- (2) 約定による手配代金に比較し、変更後の手配代金の額が高額の場合は、その差額を依頼者（甲ならば甲、旅行者なら旅行者）は、乙に追加して支払う。
- (3) 変更手続きに要する諸経費は、甲の負担とする。ただし前条2項による場合は、乙の負担とする。

第3章 契約の解除

第8条（手配契約の解除）

1. 甲はいつでも乙に通知して、手配契約の全部又は一部を解除することができる。この場合

- 乙は甲に対し、取消料を請求することができる。ただし、解除の事由が乙又は乙の手配先機関等の事情により旅行手配の一部又は全部が不可能となった場合は、取消料の請求はできない。
2. 乙は下記事由のある場合、甲に書面・FAX又はEメールで通知して手配契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、(1)から(3)に該当する場合は、事前に甲の同意を得なければならない。
- (1) 旅行者が関係法令又は公序良俗に反する行為をなし、又はする虞れがあつて、手配業務の円滑なる履行を妨げると認められる場合。
 - (2) 乙は(乙又はその選任に係わるガイドの判断により、)手配業務の履行が著しく旅行者の安全を欠くと認められ、又は社会的名誉を害する等、不穏当と認められる場合。
 - (3) 天災地変、戦乱、争議行為、その他やむを得ない事由により、手配業務の履行が全部又は一部不能、もしくは著しく安全を欠くと認められる場合。
 - (4) 甲より乙に対し、前第4条の定めによる手配代金又は前第5条の定めによるディポジットの支払がなされなかった場合、又はその虞れがある場合。
 - (5) その他、甲が本契約の定め違反した場合。
3. 前項により、手配契約が解除された場合、乙は甲に対し、取消料を請求することができる。

第9条 (解除に伴う実費等)

前条の場合、既に乙が甲に代わって支出した費用その他の経費がある場合は甲の負担とする。ただし、前条第1項ただし書きの場合を除く。

第10条 (帰路手配)

前第8条により手配契約が解除された場合、旅行者が日本国内にあるときで乙に対し甲から当該旅行者が本国へ帰るために必要な手配を依頼された場合、乙は当該依頼に応じなければならない。この場合、帰国に必要な費用は当該旅行者又は甲が負担する。

第4章 契約外の手配業務

第11条 (現地における手配契約)

乙は旅行者から直接、乙に対して求めがあつた場合は当該旅行者のための旅行手配を販売、引受けることができる。この場合、乙は自ら当該手配を引受けるものであり、甲の代理人ではないことを明確に旅行者に表明しなければならない。

第12条 (現地における手配業務の拒否)

乙が甲又は旅行者から、身体の危険又は公序良俗を害する虞れのある契約外の小旅行、その他の手配業務等の申込みを受けたときは、乙はその判断によって、これを拒否することができる。

第5章 地上手配業者の責任

第13条 (地上手配業者の責任、範囲)

乙の故意又は過失により旅行者に損害を与えた時は、その損害額並びに乙の責任割合等を甲乙が協議し、乙は甲に対し、その責任割合に応じた賠償義務を負担する。

第14条（保証）

乙は手配先機関の選定に当たっては、次の事項について甲に保証する。

- （1）旅行サービス提供のために必要な一切の政府の許可又は登録を取得していること。
- （2）甲が定める一定の水準の旅行サービスを善良な管理者のもとに提供できること。
- （3）旅行者の傷害又は死亡ならびに旅行者が関連する盗難、損失その他に対する賠償責任をカバーできること。

第15条（違法行為の禁止）

乙は日本国の法令に違反する行為又は法令に違反するサービスの提供を斡旋する行為を行ってはならない。

第16条（苦情処理）

乙は旅行者から苦情が寄せられた場合は誠意をもって解決にあたり、早期に善後処置をとるものとし、甲に対しその苦情の内容ととった処置を速やかに報告するものとする。

第6章 事故対策

第17条（事故対策）

1. 甲乙双方、又は一方の責任の有無にかかわらず、甲の旅行日程表と旅行条件書に基づく旅行の履行に関し、事故その他の不測の事態が生じた場合は、その連絡体制、対策、処置、解決等につき、甲乙は互いに協力することを責務とする。
2. 乙は、事故その他の不測の事態の発生に備え、緊急事故処理体制とその責任者を定め、甲に報告しなければならない。
3. 乙は甲又は旅行者が天災、戦争、暴動、ストライキ、盗難、事故その他の不測の事態により損害を被り又は被るおそれのある場合、甲に直ちにその旨通知し、かかる損害を最小限に食い止め、甲及び旅行者を守るために必要かつ適切な処置をとるものとする。甲から指示のあった場合は乙は当該指示に従うものとする。甲はこれらの処置に関する乙が支出した費用のうち、甲が合理的と認めた費用を支払うものとする。

第7章 実施要領

第18条（査証代理申請・身元保証業務）

1. 甲は、査証代理申請を行う際に、申請者（旅行者）が査証を取得する者として適切な者であることを十分に確認する。
2. 甲は、乙を身元保証人とする招聘保証関係書類の発行を求めめるために、乙に対し、旅行者の氏名、国籍、生年月日、性別、所属（勤務先）、自宅住所、電話番号等を記載した書類に甲が「記載内容に相違ない」旨を証した書類又は査証申請書類一式の写し、旅行者の旅券の写し及び旅行の詳細な行程表（又は募集パンフレット類）を乙に送付する。
3. 乙は、乙を身元保証人として甲が行う訪日個人観光の査証代理申請に際し、招聘保証関係書類を発行し、甲に送付する。

ただし、次の場合を除く

- ・ 当該旅行の内容、条件等が甲及び乙が取り交わした旅行取扱契約書に記された内容と異なる場合。

- ・ 甲が査証代理申請能力の停止処分を課されている場合。
 - ・ 甲の査証申請の受付が停止されている場合。
 - ・ 乙が中国国民の訪日個人観光旅行の取扱い停止処分を課されている場合。
4. 当該旅行に関する査証申請中であっても、当該旅行に関して定められた事項が履行されないことが判明した場合は、乙は、身元保証の取り下げを甲に申し出、甲は査証取扱公館に連絡する。
 5. 甲は、査証申請後かつ訪日前に、滞在予定表に記された内容のいずれかが変更となる場合、又は、旅行を取り消す場合には、新しい滞在日程表及び日程変更届け、又は、旅行の中止に関する申立書を査証取扱公館に提出することとし、査証取扱公館において、旅行を取り消した者の査証の無効の手続きを行う。
また、甲は乙に当該日程変更届け、又は、旅行中止に関する申立書の写しを送付する。
 6. 甲は、当該旅行出発前に、旅行者に旅程、日本の法令その他一般情報の説明を行うこと。

第19条（滞在期間）

訪日個人観光旅行の日本滞在期間は、到着日を含めず、旅行日程に応じて15日もしくは30日以内とする。

第20条（不適切事案の発生防止及び発生時の対応）

1. 甲及び乙は、不適切事案の発生防止に努めるとともに、発生時の対応マニュアルを作成し、発生の際には緊密な連絡体制をとり協力して処理を行う。特に、旅行者が失踪した場合は、第一義的には乙が対処するが、甲は解決に向けて最大限の努力を払う。
2. 旅行者が不法残留等により強制退去の処分を受けた場合には、当該被退去者が帰国のための旅費（帰国のための移動に係る費用）を支払うが、当該被退去者がその費用を支払わない又は直ちに支払えない場合は、乙が一時的に当該費用を立替えた後、領収書をもって甲に請求を行い、甲がこれを負担する。
3. 乙は、参加者が日本滞在中に入院又は死亡して家族が訪日する場合には、身元保証業務を行う。

第21条（帰国確認）

1. 甲及び乙は、旅行者の帰国について、共同で責任を持って確認する。
2. 乙は、「取扱マニュアル」に基づき、旅行者の帰国を確認し、帰国報告書を提出するための担当者を帰国日の空港に配置することとし、甲が、これに要する経費を負担する。

第8章 付 則

第22条（契約期間）

1. この契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日とする。
2. 期間満了前3ヶ月以内に、甲乙いずれか一方からの更新拒絶の意思表示が相手方に送達されないときは、この契約期間は更に1年間延長されたものとし、その後も同様とする。

第23条（契約期間中の契約解除）

甲乙いずれか一方が本契約に定める事項に違反した場合、甲又は乙は、相手方に催告のうえ、本契約を解除することができる。

第24条（協議）

本契約に関し疑義又は紛争が生じた場合は、甲乙双方とも誠意をもって協議し、円滑な解決を図るものとする。

第25条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法によって解決する。

以上の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲	住所	
	会社名	会社印
	代表者名	代表者印
乙	住所	
	会社名	会社印
	代表者名	代表者印